

議案第 46 号

輪島市学校通学区域に関する規則の一部改正について

輪島市学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 25 年 10 月 24 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

輪島市学校通学区域に関する規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 松陵中学校の項から三井中学校の項までを次のように改める。

輪島中学校	河井町、マリントウン、二ツ屋町、宅田町、塚田町、久手川町、稲舟町、大野町、惣領町、深見町、杉平町、山岸町、横地町、石休場町、東中尾町、北谷町、西脇町、山ノ上町、市ノ瀬町、熊野町、打越町、鳳至町、海士町、輪島崎町、釜屋谷町、新橋通、堀町、美谷町、鶴入町、光浦町、平成町、小伊勢町、稲屋町、長井町、房田町、山本町、中段町、水守町、二勢町、気勝平町、別所谷町、滝又町、空熊町、下黒川町、上黒川町、二俣町、縄又町、小池町、下山町、赤崎町、大沢町、上大沢町、西二又町、上山町、三井町、大和町
輪島中学校舳倉島分校	海士町所属舳倉島

別表第 3 二ツ屋町、宅田町の項を削り、同表中「、松陵中学校」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表第 2 (輪島中学校の項及び輪島中学校舳倉島分校の項に限る。)及び別表第 3 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後就学すべき学校

の指定について適用し、同日前の就学すべき学校の指定については、なお従前の例による。

提案理由

松陵中学校、上野台中学校及び三井中学校が統合し、平成26年4月1日から輪島中学校が開校することに伴い、関係児童生徒の通学区域を設定するため。

平成25年10月24日 第46号

原案可決

輪島市教育委員会

